JR東海労なごや

2017年9月11日No. 1091 JR東海労名古屋地方本部

発行者: 山 田 哲 也編集者: 教 宣 部

ためになる協約・協定交渉シリーズ③ 65歳まで安心して働ける労働環境を!

賃金が半分以下なら仕事量も半分でしょ

高齢者が安心して働く労働条件を確立しよう!

会社は「専任社員の雇用に当たっては、あくまでも社員と同様に勤務する意欲及び能力を有するものを雇用しており、高齢者であることを理由に、特別な業務内容。勤務形態。勤務地とすることは考えていない。」と全く私たちの思いを無視した対応に終始しています。

同一賃金同一労働を

現実、賃金を下げられているにもかかわらず、仕事は同じです。そのうえ当然責任も課せらます。これでは高齢者に仕事を続けるのは無理だといっているようなものです。

仕事量が同じなのに賃金で差を付けるのは社会的にも許されません。

高齢者にふさわしい労働条件を

また現職の勤務成績によって雇用の条件が制限される「専任V」により65歳までの雇用が保障されません。まったく不公平な労働条件でありまた差別的な運用がされています。

要求解決に向け奮闘しよう

高齢者が安心して働けるような条件を協約交渉で勝ち取らなくてはなりません。 具体的には、<u>高齢者に見合った労働時間、労働条件。さらにはハーフタイム制の導入</u>、 <u>高年齢者交番</u>など要求してゆきます。

そして差別的な「専任V」の撤回に向けて取り組みを進めてゆきます。

高齢者にふさわしい労働条件を勝ち取ろう!